



平成28年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社 ユニバンス
代表者名 代表取締役社長 村松 通泰
(コード番号7254 東証第2部)
問 合 せ 先 取締役 櫻井 芳久
(TEL. 053-576-1311)

(訂正) 「監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ」
の一部訂正について

平成28年5月12日に発表いたしました「監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ」の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は下線にて表示しております。

記

訂正内容

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) (新設) (新設)	(任期) 第24条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任</u> 取締役の任期の満了する時までとする。 (監査等委員会の招集通知) 第36条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日より5日前までに発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、 <u>招集の手順</u> を経ないで監査等委員会を開催することができる。

【訂正後】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第24条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第36条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日より5日前までに発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

以 上